

経営者のためのリスクマネジメント情報

「労災による損害賠償事例」

昔は労災と言うと、製造業や建設業の現場でのケガや事故という印象でした。しかし近年は過重労働やパワハラなどによる精神疾患の発生により自殺に至るケースも多く見受けられ、被災者の家族や遺族が訴訟を起こし、企業が多額な損害賠償額を支払わなくてはならなくなるケースも多く見受けられるようになりました。その高額な損害賠償事例をご紹介します。

過労でレストラン支配人が倒れ、脳に障がい残り賠償請求

長時間労働などの過労が原因で倒れたレストラン支配人。命は取りとめたものの脳に障がい残り、生涯寝たきりの状態となりました。家族は会社を相手に損害賠償を請求し、損害額約 1 億 9,500 万円で和解成立しました。

知的障がい者が機械に巻き込まれ死亡

知的障がいを持つクリーニング店勤務の従業員が、業務用の洗濯乾燥機に巻き込まれ死亡しました。企業側に安全配慮義務違反があったとして遺族側が民事訴訟を起こしました。裁判では従業員側にも一部の過失があったとしましたが、企業側には約 4,500 万円の賠償判決が下りました。

過重労働により心不全で亡くなった従業員の遺族が企業と役員に対して訴訟

飲食店勤務の男性が急性心不全で亡くなった事件。遺族側は過重な労働が原因であったとして、企業だけでなく役員個人に対しても損害賠償請求を求めました。裁判で役員にも責任があることを認定しました。あわせて約 7,800 万円の支払いが命じられました。

パワハラが原因で従業員が自殺

執拗ないじめが原因で従業員が統合失調症を発症し自殺しました。その内容が書かれた遺書が見つかり、遺族が訴訟を起こしました。企業側に安全配慮義務違反があったとし、1,062 万円の賠償金の支払いを命じられました。



昨今の損害賠償事案は企業規模や業種を問わず起こっており、賠償金額は 1 億円を超えるケースも多く出てきています。業務中のケガだけではなく、過重労働やパワハラを訴えられ労災認定されれば、企業側の賠償責任が問われます。

企業としては当然、労災が起こらないように安全に配慮する義務があります。過重労働については平均月 80 時間の残業が労災の判定ラインと言われています。またパワハラ等はストレスチェックなどを行い調査してみることも有効です。企業として何らかの対策を講じなくてはならない時代です。

アイユー通信第 99 号

IU

株式会社アイユー

株式会社 アイユー 大阪府大阪市中央区北久宝寺町 4-3-12 小原第5ビル6F

TEL 06-6120-2346 FAX 06-6120-2347

- 【経営理念】
- 一. 私たちは保険を通じて平穏な暮らしを守り、安心を届けます。
 - 一. 私たちはお客様の「ありがとう！」を共有し、共に未来を築きます。

経営者のためのリスクマネジメント情報

万が一のための「労災の上乗せ保険」

労災を起こさない対策を講じていたとしても、万が一のことは起こりかねません。例えば、働き盛りで扶養家族を2人抱えていた労働者が労災で死亡した事故では、慰謝料などを含め労災訴訟で約1億円の高額な損害賠償を支払わなければなりません。しかし、政府の補償している労災保険からの給付は1,000万円程度でした。よって差額の約9,000万円は企業が負担しなければなりません。このようなケースで企業側が9,000万円を一気に支払うことになれば、中小企業であれば事業継続をも危ぶまれる事態となりかねません。

万が一の場合に備え「労災の上乗せ保険」があります。これは今の企業にとっては必要不可欠な保険となりつつあります。また、団体を通じて割安に加入することができます。

今回の記事にご興味がある方、もっと詳しくお聞きになりたい方は、株式会社アイユーの池田までお問合せください。



無料「保険の安心チェックサービス」お申し込み欄

「自社で重大な労災が起こった場合、保険でカバーできるのか？」
弊社では保険の安心チェックサービスをさせていただきます。
ご希望の方は以下にチェックをいれてお名前等をご記入の上、FAXにてお気軽にお申込みください。
お申込みされた方には担当からご連絡させていただきます。

FAX:06-6120-2347

保険の安心チェックサービスを希望する

会社名			
お名前			
電話番号		FAX番号	

IU

株式会社アイユー

株式会社 アイユー 大阪府大阪市中央区北久宝寺町4-3-12小原第5ビル6F

TEL 06-6120-2346 FAX 06-6120-2347

【経営理念】 一. 私たちは保険を通じて平穏な暮らしを守り、安心を届けます。
一. 私たちはお客様の「ありがとう！」を共有し、共に未来を築きます。